

### 1. 度副食費について（公立・私立共通）

副食費の徴収・免除の決定については、4月分から8月分については前年度市民税（前々年中所得）により、9月分から3月分については今年度市民税（前年中所得）により、決定します。

○副食費が免除となる場合

- ・年収 360 万円未満相当世帯の子ども
- ・所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども

○第3子以降の子どもは、次の算定基準となります。

- ・年収 360 万円未満相当：年齢にかかわらず被監護者の数
- ・年収 360 万円相当以上：3歳～小学校3年生までの子ども

### 2. 公立幼稚園ご利用の方

幼稚園給食費・副食費・バス代（利用者のみ）の徴収については、利用月の翌月10日に口座振替により納付していただきます。10日が土・日・祝日の場合は、次の平日が振替日となります。口座振替依頼書のご提出と、毎月10日の前に口座残高の確認をお願いします。

### 3. 私立認定こども園ご利用の方

毎月の副食費等は、利用される施設へ納付していただきます。詳細は、各施設へお問い合わせください。